

平成30年2月8日

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂案に対して寄せられたご意見と、ご意見に対する考え方

意見募集期間:平成 29 年 12 月 12 日～平成 29 年 12 月 26 日

意見提出者数:法人 2、個人 1

寄せられたご意見とそれに対する考え方(案)

項目	ご意見	ご意見に対する考え方
Ⅲ 請求を受けたプロバイダ等の対応 4 権利侵害情報の確認 (1) 電子掲示板・ウェブページ上の権利侵害情報について Ⅳ 権利侵害の明白性の判断基準等 4 商標権侵害 (2) 商標権侵害	上記条文中に記載の「ウェブページ」という単語とは別に SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を明示すべきではないかと。 アプリ経由での閲覧・投稿も多いため、「ウェブページ」に包含するのは、実態と照らすと少々苦しい場面が出てくるのではないかと感じました。 【イツツ・コミュニケーションズ株式会社】	今後の見直し時の参考とさせていただきます。
意見照会に対する回答の取扱いについて	(1) 加入者に対して意見照会をした結果、加入者の家族・同居人等が回答してきたような場合には、厳密にはプロバイダ責任制限法 4 条 2 項の「発信者」に対して意見照会をしたことにならず、プロバイダとしては回答に記載されている連絡先に対して改めて意見照会をすることになると理解しております。 (2) 回答に記載された者と実際の侵害情報流通者が異なっていたような場合、プロバイダとして真の侵害情報流通者を調査することは極めて困難であり、そのような	(1) 意見照会先は加入者ですが、真の発信者が自発的にその意見を述べた場合には、あらかじめ照会をかける必要は無いと考えます。 (2) 法もガイドラインも真の発信者を調査する義務を課すものではなく、今般の改定案は、真の発信者が自発的にその意見を回答できる

	<p>場合にまで損害賠償責任を課すと事業活動に支障が生じかねません。そこで、注9に説明を追加するなどにより、意見照会への回答に従ってプロバイダが情報を開示した場合には、損害賠償責任が制限されること(具体的には、故意・過失があるといえないこと)をガイドライン上明記していただきたいと思います。</p> <p>(3)加入者と同居人等のいずれもが意見照会に回答してくることも考えられますが、そのような場合に開示についての意見が異なった場合には、開示に同意した一方の発信者情報の開示により、開示に同意していない他方の発信者情報を推知させるおそれがあることから、情報を開示すべきでないと思います。そして、その旨をガイドライン上の脚注(V2(1)等)において明記していただきたいです。</p> <p>【ヤフー株式会社】</p>	<p>よう見直したものです。</p> <p>実際は、回答に記載された者が真の発信者では無い場合でも、その者が加入者である場合は、ガイドラインに従った判断をすることで問題無いと考えます。</p> <p>(3) ご意見を踏まえ、発信者である家族・同居人が回答する場合には、加入者の意見が不要である旨、書式②の*の第2文に、「貴方ではなく」の文言を挿入することにより明確にしました。「なお、加入者と同居人等のいずれもが意見照会に回答してくることも考えられるが、同意が真の発信者によるものか疑わしい場合などもあるため、慎重に対応する必要があります。」旨、脚注10に追記しました。</p>
注10の表記について	<p>注10に関して、「真の発信者が家族や同居人である場合があることを加入者に注意喚起の上」という表現がありますが、やや表現に幅があることから「真の発信者が加入者の家族や同居人である場合があることを意見照会手続において加入者に注意喚起の上」と明記すべきではないでしょうか。</p> <p>【ヤフー株式会社】</p>	<p>ご意見のとおり、意見照会手続の中で注意喚起がなされることを明確にすることとします。</p>

<p>全般</p>	<p>SNS 上に自殺念慮の書き込みを行うことは、他者への権利侵害ではないので、プロバイダ責任制限法の現行および今回の改正のガイドラインでは、発信者情報開示の対象外と解される。</p> <p>例えば、学校名が不明の生徒が、いじめ等の理由で SNS 上に自殺念慮のある書き込みを行った場合に、アウトリーチするためには、その支援希求者を特定して、教育委員会等支援組織につなぐ必要がある。現在行われている SNS 対象の学校ネットパトロールでは、学校名が特定できる書き込みに限られているが、当方が実施した SNS 上の自殺念慮の書き込みのネットパトロールでは、その児童・生徒の書き込みの 100%近くが、学校名が特定できなかった。自殺予告であれば、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」(電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダ協会、日本ケーブルテレビ連盟のいわゆるプロバイダ 4 団体の連名)で対応可能であるが、「予告」にまでなっていない場合、プロバイダ責任制限法のガイドラインの発信者情報開示に関する見直しで対応することが考えられるので、今回の改正に是非取り入れていただきたい。</p> <p>社会人が SNS 上に自殺念慮の書き込みを行った場合、本人が支援組織へ自らコンタクトする気持ちになるための動機づけを行う必要があるが、その動機づけを行うための公的仕組みができていない。その公的仕組みができたとしても、機能するためには、「自殺予告」にまでなっていない場合の SNS 上への自殺念慮の書き込みに関するプロバイダ責任制限法のガイドラインの発信者情報開示に関する見直しが必要である。</p> <p>【個人】</p>	<p>ご指摘のとおり、SNS 上に自殺念慮の書き込みを行うことは、他者への権利侵害ではないため、本ガイドラインの対象とすることはできません。</p>
-----------	--	--

以上